

# 【委託契約書 作成依頼書】

1.受付	2.作成	3.郵送	4.返却

記入欄		説明
ご契約者	フリガナ	廃棄物の持ち主となります。 廃棄物の持ち主には【排出事業者責任】が課せられ、廃棄物を適正に処理する義務がございますので、下記の「ご契約にあたって」をご一読ください。
	氏名 <small>または</small> 名称	
	住所 〒	
	業種 個人・製造業・建設業・その他（ ）	
発生場所	<input type="checkbox"/> 契約者と同じ	・個人の方の場合 同じ敷地内であれば「契約者と同じ」にチェックをつけてください。 ・製造業など、ご契約者と異なる場合は、 本社および〇〇営業所などご記入ください。 ・建設業の場合 資材置き場や請負現場などご記入ください。
	フリガナ	
	氏名 <small>または</small> 名称	
	住所 〒	
運ぶ方	<input type="checkbox"/> 契約者と同じ	ご契約者と同じ場合は問題ございませんが、異なる場合は、廃棄物を運搬する許可が必要となります。許可を有していない場合はご契約できかねますのでご了承ください。 ※搬入時も条件を満たしていない場合は受け入れできませんのでご注意ください。
	フリガナ	
	氏名 <small>または</small> 名称	
	住所 〒	
期間	<input type="checkbox"/> 一度きり（3ヶ月間以内であれば再度ご利用可能です） <input type="checkbox"/> 今後1年（以上）を通して利用する。	一度きりの場合でも、契約期間を3ヶ月と定めさせていただきます。 ※期限が切れた場合は、再度「契約書作成料」が発生致します。

ご契約にあたり必ずご一読ください。

## ご契約にあたって

### ◆はじめに

自治体の処理施設とは異なり、両毛資源開発で取り扱う廃棄物はすべて産業廃棄物として扱われます。産業廃棄物として扱う場合には【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】が適用されますので、下記の事項をご理解ください。

### ◆産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、一般家庭で生じた廃棄物以外のものを言い(※注)、主に事業活動から発生した廃棄物を指します。産業廃棄物は、不法投棄などを防止するため“廃棄物の持ち主”に“自らが出した廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務”が生じます。

そのために、産業廃棄物の処理を依頼するにあたっては、次のような基準が定められています。

- ・委託契約書の締結
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

産業廃棄物には、厳しい罰則規則が設けられています。

### ◆委託契約書の必要性

廃棄物の排出者（ご契約者）は、廃棄物の処分を依頼するにあたって、事前に書面で契約書を交わさなければならぬと、法令で義務付けられています。

弊社は法令順守の観点から、弊社に廃棄物の処理を依頼するすべての排出者に契約書の締結を求めています。

- ・原則、作成の義務は排出事業者にあります。
- ・委託契約書は、契約終了後5年間保存しておく必要があります。